

庁舎清掃業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と【契約相手方名】（以下「乙」という。）とは、新潟県はまぐみ小児療育センターの庁舎清掃業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務の名称

新潟県はまぐみ小児療育センター庁舎清掃業務

（2）業務の内容

別紙「新潟県はまぐみ小児療育センター庁舎清掃業務委託仕様書」のとおり

（3）実施場所

新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地 新潟県はまぐみ小児療育センター

（4）実施方法

別紙「新潟県はまぐみ小児療育センター庁舎清掃業務委託仕様書」のとおり

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

（権利の譲渡等の制限）

第4条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第5条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第6条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（実地調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第8条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（成果の報告）

第9条 乙は、業務を実施したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を甲に報告しなければ

ならない。

(検査)

第10条 甲は、前条の報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項の補正に要する費用は全て乙の負担とする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、業務の成果が前条の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 契約期間中に甲の予算の減額又は削除があった場合、若しくはその他甲又は乙にやむを得ない事情があった場合は、本契約を解除するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により契約を解除する場合においては、原則として1か月前に文書によって相手方に通知するものとする。この場合、解約金等は発生しないものとする。

第13条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 甲は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対

して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(機密及び個人情報の保護)

第15条 乙は業務の実施に当たり知り得た甲の機密及び第三者の個人情報等を、外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和8年 月 日

甲

乙